事 業 主 様 事務担当者 様

大阪府建築企業年金基金

加入可能年齢の70歳引き上げに係る新規加入のご案内について

拝啓 師走の候、貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。 日頃より基金事務にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて 2024 年 12 月 1 日から制度が変更され、加入可能年齢が 65 歳から 70 歳に引き上げになりました。これにより、これまで加入対象外であった方も加入資格が発生する可能性がありますので、従業員の方々の資格確認をお願いいたします。

制度変更により加入が可能になる方

2024.12.1 時点で 65 歳未満であることが 原則になります

「制度変更日(2024.12.1)以前から雇用されていた方」

- ① 入社時すでに 62 歳以上で、制度変更日に 65 歳未満(S34.12.2 以降生まれ)の方
- ② 短時間労働者の適用拡大により厚生年金被保険者の資格を得た、制度変更日に 65 歳未満 (S34.12.2 以降生まれ)の方

「制度変更日(2024.12.1)以降に雇用される方」

- ③ 67歳未満の方で厚生年金被保険者の方
- 注 1: すでに 65 歳到達により資格喪失された方の同一事業所への再加入・新規取得はできません。 別事業所での再加入・新規取得は可能です。
- 注 2:1年ごとに契約更新をするなど、3年以上加入できるか分からない嘱託雇用の場合であっても、厚生年金被保険者であれば加入者となる資格があるため、原則取得していただきますようお願いいたします。

取得届の記入方法

上記①②による取得の場合は、

<u>資格取得年月日→令和6年12月1日</u> 入社年月日→実際の入社日



上記内容でご記入いただき、基金宛にご提出ください。

③ は通常の記入方法(入社日の翌月1日が資格取得日)になります。

PDF形式の取得届が当基金ホームページからダウンロードできます。(上図参考) ぜひご活用くださいますようお願いいたします。